

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では皆様のご要望にお応えし、新規検査の拡大に努めておりますが、この度、下記項目の検査受託を開始することとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

新規受託項目

- [05259]透析液定量培養《MF法》
- [05341]透析液定量培養 & 同定《MF法》

受託開始日

- 平成23年1月17日(月)

透析液定量培養

平成 22 年 4 月 1 日付の診療報酬の改定により、透析液水質確保加算として 1 日につき 10 点の診療報酬点数加算が認められました。

これに伴い、メンブランフィルター法を用いた透析液定量培養検査の受託を新たに開始致します。

「透析液定量培養《MF法》」はメンブランフィルターにより濃縮した透析液検体を培養し、発育したコロニー数を計測し、ご報告致します。

また、「透析液定量培養&同定《MF法》」はさらに検出された細菌の同定を行い、菌名をご報告致します。

透析液培養検査を行なうことにより、透析液の細菌汚染による感染合併症を予防することが可能になります。

検査要項

項目コード	05259	05341
検査項目名	透析液定量培養《MF法》*1	透析液定量培養 & 同定《MF法》
検体量	透析液 25mL *2	透析液 25mL *2
保存方法	冷蔵	冷蔵
検査方法	MF(メンブランフィルター)法/培養法	MF(メンブランフィルター)法/培養法
所要日数	8~9日*3	11~12日*3
定価	5,000円	8,000円
管理料	透析液水質確保加算*4	
備考	<p>*1: 培養後に発育したコロニー数を計測してご報告致します。同定検査の追加はできませんので、予めご了承下さい。 同定までのご報告を希望される場合は、培養&同定検査をご依頼下さい。</p> <p>*2: 滅菌容器でご提出下さい。</p> <p>*3: 受付曜日: 月~金曜日(祝日除く)、土曜日受付不可</p> <p>*4: 透析液水質確保加算として 10 点 / 日の加算が可能。 透析液水質確保加算を算定するためには下記基準を満たすことと、所定の書式による地方厚生局長への届出が必要です。</p> <p>[算定要件]</p> <p>①月 1 回以上水質検査を実施し、関連学会の定める「透析液水質基準」を満たした透析液を常に使用していること。</p> <p>②専任の透析液安全管理者 1 名(医師又は臨床工学技士)を配置していること。</p> <p>③透析機器安全管理委員会を設置していること。</p>	